

と牛渡だけは限りない。形から交付金としてでも思われていると云つてよいと
思ふ。

「才五番(貫井伊作) 数ヶ所ある中で牛渡のみが交付されたのなり。そうであらうが
他はなかつたを特別申されたいと思ふ。」

「一ヶ所、一八四の補助金は牛渡と一ヶ所交付されたい。福金も一ヶ所分
と一ヶ所交付されたい。」

「才五番(本村田幸吉) 農繁期記見所と一ヶ所の補助金か?」

「一ヶ所、本民生課長、農繁期記見所と一ヶ所分である。たゞ牛渡にこのようによ

色と文があるが、これに

井上頼太郎議員
牛渡の施設所は提議せよ。それによつて保育園は維持
される。

左の字句を加ふによつて署名捺印す

いふと云ふと云はす。でやて頂くと
思ふ。これの設置は、私に金

意見書

相談は受けてない。現在この保育園と一ヶ所との話が、出てゐる。矢先牛

渡とは、どうして望めないと云ふことも、款落には話して、たとえ補助金

一ヶ月でも多く継続する事が出来る。そうすると、思つた。

「才五番(船木甚平) 農繁期記見所と一ヶ所、一八四交付され、これの処分につ

新設の施設に補助金を出すと云ふことは出来ない。
会に諮り、決定した。今迄この様なことはない。よう願ひたい。

「一ヶ所、就任早々の事があつた。具体策もつてゐる。かつた。

「才五番(井村泰輔) 現在保育園の委員は、

「一ヶ所、委員八名であるが、それ以上入所してゐる。それは非公認である。

「才五番(田村福一) 一八四は、好意的に牛渡を交付し、と云ふ。これが、かえり

心淋しく感じられたい。これは、甚だ遺憾である。

款落の施設に補助金を出すと云ふことは出来ない。

「オ十番(貫井作)」その交付金は公平と云ふこと思はれる。

「議 長(田村利一)」本款について異議があるかどうかと諮り異議あるようであらう次の保健衛生費については異議あるかと問ふ。

「オ九番(栗田津重)」去年の運動会の費用はどの位か。

「リ 長」五七千五百円で最少限に止めた。

「オ七番(瀬古清重)」当分の衛生施設について?

「リ 長」伝染病院は工費三十九万円で八月十五日に完成する。産科はあつた。のりり処理については糞尿処理については目下基礎資料を調査中。又肥溜の設置については農協と交渉しその返答をまつてゐる。

処理を必要とする。家庭の五百軒軒とすれば八天工で三輪車とタンクでもつけておれば大体の施と思はれる。

「オ七番(瀬古清重)」五百戸人夫二人ではどうにも云ふまい。一月五十分位が適当である。

「議 長(田村利一)」本件はリ長で研究しからう相談することにする。

「リ 長」基礎データを明確にするから衛生委員会に諮ることにする。

「議 長(田村利一)」本件について異議があるかと諮り異議あるよう次の産業費、経済費、財産費、統計費、送挙費、諸夫出金等について質問があるか。

を問ふ。

「オ三番(村野盛一)」農業調整、及び農地面積委員の退職金はけしとあるが改良委

員の方はどうするか。

「リ 長」どちらか多少の割合があるがそれかう支出したい。

財産費の二五万円は小学校教員住宅の修繕費である。

「議 長(田村利一)」本件について異議があるかどうかと会議に諮り全会一致となつ

て御承知し決定する旨と云ふ。

会議録署名議員送呈。

一議 長(田村利二)會議録署名議員は三名としその選挙は指名推進より
指名者と議長とする旨と會議に諮る。

一議 長(田村利二)異議なきが指名推進によることに決定する旨と告げる。

一議 長(田村利二)左の者と指名し一石毎に會議に諮り異議なく決定する

第十番 貫井伊作 第十一番 船木甚平

第十二番 並木竹松

一議 長(田村利二)會議を閉する旨と宣せしむ。

一議 長(田村利二)福生の議會の閉会を宣せしむ。

午後四時五分

石會議の顛末を記載しその相違なきことを證するためここに署名
す。

昭和三年七月三十日

福生の議會議長

議員

田村利二

貫井伊作

船木甚平

並木竹松

訓士其平

中調査の上署名捺印及び契印と中願をします。

八月三十日

野島 姪
村尾 種吉
森田 幸巻
は

一、會議する件は左の通りである。

一、協生所々設住宅、貸與條例の款を改正するにつき。

二、協生所職員、分限に關する手續及び効果衡する條例改定につき。

三、協生所職員、懲戒の手續及び効果衡する條例改定につき。

森田幸彦
 村野盛
 中野七五郎
 高橋彦市
 田村政一
 石川武雄
 森田幸彦
 井上頼太郎
 田村福一
 設泉美知
 瀨古清彦
 高橋三郎
 中野七五郎
 野島 海
 村尾種吉
 船木甚平
 並木竹松
 森田幸彦
 橋本雄一
 井脇泰輔
 森田誠重
 鮎沢美代子
 村野甚平
 村野盛一
 村尾四郎
 西村二郎
 田村利一
 高橋彦市

福生町定例議会を議録

昭和三十一年八月三日 福生町議会を福生町役場に招集した

一出席議員は左の通りである

田村政一 石川武雄 森田幸彦 井上頼太郎 田村福一
 設泉美知 瀨古清彦 高橋三郎 中野七五郎 野島 海
 村尾種吉 船木甚平 並木竹松 森田幸彦 橋本雄一
 井脇泰輔 森田誠重 鮎沢美代子 村野甚平 村野盛一
 村尾四郎 西村二郎 田村利一 高橋彦市

一會議する件は左の通りである

- 一、福生町々設住宅貸與條例の部を改正することにつき
- 二、福生町職員分限に関する手続及び効果衡する條例改正につき
- 三、福生町職員懲戒の手続及び効果衡する條例改正につき

四 福生町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めむ件。
一 地方自治法第百三十一條の規定により、會議する件、議決その由、席上求めむものは
左の通りである。

町長 加藤 孝志 町役 秋山 謙一

總務課長兼稅務課長 大野 忠一 民生課長 橋本 孝志

一本会の手配は左の通り。

書記 宮 野 求

一 議長 八月三日午後一時三十分開議と宣せしむ。

一 議長 本日の議程を報告ししむ。

一 日程第一 福生町固定資産、貸與條例の一新と改定することとす

一 日程第二 福生町職員の手続及効果に關する條例改定すること。

一 日程第三 福生町職員の徴収の手続及効果に關する條例改定すること。

一 日程第四 福生町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めむ件。

一 日程第一 福生町固定資産、貸與條例の一新と改定することとす

一 議長 第一該会を開くとすししめしむ。

書記 朗 讀

一 町長 現在の枋廬と家屋とに相違があり、又他の先生よりあるもの、百系以上

千系に改めた。現在の枋廬より千とするは勿論である。

一 町長 (談泉美知) 現在の町有住宅の数は。

一 町長 九戸である。

一 町長 (村野盛二) 何人なる人が住んでいるか。

一 町長 学校職員である。

一 町長 (西村節) 駐在所は町有であるか、先生より対象か。

一 町長 駐在所は個人所有のものあるか、町有のもの多い家は從來よりある。

オ十三番(橋本雄一) どうやう標準で値上するか、

今迄の家
任天正基礎と云ふ

才五番(本林田幸彦) 教員住宅につきは補助金が出るか

一、長
現在補助金は交付されていない。

不支番（本林田寺）
敷き直し廃止の場合の現在の関係建物はどうか、

一、
長、
そのことは、悩で決めたい。
駐在所は、自警に設置のとき、廃止され、全員、本署
勤務とすると云い、と当時の浅見より甫かかれ、る。

第三番(村野比平) 家賃は
 ばかきくすゝ必要はきか
 勿論市価より下値で毎
 月

丁長、私見ではあるが、都営住宅と誘致もすれば、
これと取負住宅にあてたらとも思っている。

一 万九千五百(変田油重) 百田以上千田でははが
 ありすぎる 五百以上千田位に
 して修理

を完
全に
して
やる
方が
よい。

〔才士番〕村尾種吉 家任の値上りもせゞ三内位の収入では豈收りないに二内一
 敬堂任宅を譲りてその一邸を借りて官舎としても指差する方がよい。

一、
上、
款當住宅の所有は、
款であるを借りて、
いる者が、
家賃と、
款に、
支拂するものなるを、
他の職業者より、
つりあひもあるを、
たかり、
家賃は、
当收し、
一か、
よ、
い、

才入道福を予
個人所有の
屋敷在番所
は加美のか。

一ヶ
月
半
あり

（才八番高橋三郎）個人の建物と駐在所とする。こはまうい。せんか。てん。今でこよ

一、
以その
所有
者に
て
法
が
要
ん
ど
の
ま
に
よ
て
し
ま
い
る

一議
本件につき異議があるか否か正
會議に諮る全會一點につき原案通り

決意するに目とせしむる。

日程才ニ福生ノ職員ノ限員するの該文効果に關する條例決定に付て

議長 本議會と開く旨とせしむる。

書記 朗 讀

一 町長 地方公務員法才三八條により決定するに付て、從來の條例等は廢止と

せしむる、三八條は職員ノ限員が規定されたり、勤務成績がよき場合と
その他の三項目が規定されたり、これと適用する場合によりて、該文効果あり
と規定し、いともある。

一 議長 本件ノ審議と逐條的にするかと又總括的にするかと、併り總括的に審議
することと決定するに目とせしむる。

才三番(西村節) 降任の場合等の理する者と職員の見解の相違があるか
否はどうか併り、扱ふか。

一 町長 前の條例等と比べると莫大なるものがあるが、取敢ず簡單に又總

括的に條文のかした、任命権者の処置に不服の者は公平委員會に申
立て、公平に審議し、裁きしむる。

才三番(西村節) この條例をきたせしむるは公平委員會とつゞけり、裁きしむる
べきと思ふ。

一 議長 本件につて異議があるか否かを會議に諮り、全會一致にて、原案通り
決定するに目とせしむる。

日程才ニ福生ノ職員ノ限員の徴収の手続及び効果に關する條例決定につて、

一 議長 本議會と開く旨とせしむる。

書記 朗 讀

一 町長 今の條例とに付て、減給及び停職の場合の手続等を規定し、いがある
必要なるものは別に定めることとするので、併り常任委員會に付て

つて決めると思ふ

一議長 本件につき要議がある否かと会議に諮り全會一致に付き原案通り決定する旨を告げる。

日程第四福井國土資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める件。

一議長 本件と議題として才談会を開く旨を告げる。

書記 朗 談

一議長 國土資産の評価が終え今般理中である。

評価に不服な者がいつ審議するもの、評価審査委員会と決定するこ

とを考へてこの委員として次の三名を送任しようから、宜敷くや、批判願ひ

任期は一、二、三年とありこれは委員の抽せんて決定する。

森田玄助氏 能川彌次郎氏 村野善七氏 福生志義氏 農業 畜産組合長、

村野善七 福生志義 農業 畜産組合長、

村野和助氏 本町三の五建具商

右三氏は以上内諾を得たものと、右に委員を辞退された方は又々相談

一議長

一議長 本件につき要議がある否かと会議に諮り全會一致に付き原案通り

決定する旨を告げる。

議事録署名議員送呈

一議長 會議録署名議員は三名としその送呈は指名推進により指名者と議長と

る旨と會議に諮る。

一議長 要議があるか指名推進によることに決定する旨を告げる。

一議長 左の者を指名し一名毎に會議に諮り要議を決定する。

才十番 野島 每 才十五番 村尾種吉

才十五番 森田幸義

一議長 会議を閉する旨を宣せしむ。

一議長 福生町議会の閉会を宣せしむ。

午後三時三十分

右會議の顛末を記載しその相違をいふと誤るるを恐るるに署名す。

昭和三年八月二十日

福生町議會議長

議員 森田 孝 彦

村尾 裕 吉

野島 毎



昭 示

此調査の上署名捺印 並に契印 中願云

十月三十一日

福生町役場

橋本 碓 一
井 梅 泰 輔
田 村 幾 太郎
殿

一四

のりである

町長 加藤 幸 彦
事務課長 大野 忠 一
町政 秋 山 謙 一
民生課長 橋 本 孝 彦

は 左